

## 平成29年度あきる野市表彰審査会議会議録

- 1 会議の名称 あきる野市表彰審査会
- 2 会議の開催日時 平成29年9月11日（月）  
午後1時58分から午後2時39分まで
- 3 会議の開催場所 市役所5階庁議室
- 4 出席委員 会長 子籠 敏人（市議会議長）  
副会長 尾崎 喜己（副市長）  
委員 清水 晃（市議会副議長）  
委員 中嶋 博幸（総務委員会委員長）  
委員 甲野 富和（農業委員会会長）  
委員 私市 豊（教育長）  
委員 宮田 賢吾（企画政策部長）  
委員 田中 信行（総務部長）
- 5 会議の議題 諮問事項審査「平成29年度被表彰候補者の審査」
- 6 会議の概要及び結果  
市長から諮問のあった被表彰候補者について審査し、いずれも表彰することが適当と認め、結果を市長に答申することとした。
- 7 被表彰候補者の内訳
  - (1) 自治功労表彰 14名
    - 表彰条例 第3条第2号 6名
    - 表彰条例 第3条第4号 4名
    - 表彰条例 第3条第5号 4名
  - (2) 市民表彰 22名
    - 表彰条例 第4条第1号 3名
    - 表彰条例 第4条第2号 8名
    - 表彰条例 第4条第3号 7名
    - 表彰条例 第4条第4号 1名
    - 表彰条例 第4条第5号 3名

## 8 会議における質疑

### (1) 市表彰条例第3条第4号の自治功労表彰について

【委員】 農業委員会委員の選考の仕方が変わった。今後も表彰は、この規定で変わらないのか。

【事務局】 この規定は、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など行政委員会の委員を12年以上された方を対象としており、今後もこの規定で考えている。

【委員】 非常勤の特別職という扱いなのか。

【事務局】 非常勤の特別職の規定は、20年以上の方が該当する。

【委員】 この場ではいいが、今後検討をお願いします。

### (2) 市表彰条例第3条第5号の自治功労表彰について

【委員】 故人は、亡くなる前に推薦があったのか。

【事務局】 調書は、亡くなった後に作成された。

【委員】 過去に、亡くなった方はいたのか。

【事務局】 今まで、表彰審査会時に亡くなっていた方が一人だけいた。表彰式には、ご遺族に出席していただいた。

【委員】 亡くなって、何年経って申請してもいいのか。

【事務局】 条例に「被表彰者が表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品は、その遺族に贈与する。」という規定があるが、それ以上の詳細は規定されていないので、年数が経っても申請できる。

【委員】 調書は、いつ現在で作成されるのか。

【事務局】 11月3日現在で作成する。

### (3) 市表彰条例第4条第2号の市民表彰について

【委員】 (個人名)さんも亡くなったが、表彰は受けていたのか。

【事務局】 (個人名)さんは、平成16年に受けている。また平成22年には山田獅子舞保存会としても受けている。

【委員】 同じような経歴の方で、調書の書き方が異なっているものがある。

### (4) 市表彰条例第4条第5号の市民表彰について

【委員】 日本山岳救助機構合同会社はどういう会社か。

【委員】 山登りの際の保険を扱う会社。都山岳連盟ともつながっており、山岳救助の際、この会社も出動している。山岳救助には、ドローンを使った遭難者の早期発見が重要なので、寄附をいただいた。

【委員】 民間会社なのか。

【委員】 民間会社になる。

【委員】 他市へも寄附しているのか。

【委員】 あきる野市が初となる。

(5) その他

【委員】 各団体から推薦が挙げられているが、他にも事務局には推薦が挙げられているのか。

【事務局】 事務局に挙げてきた全てを審査会にかけている。ただし、事前に各課から問い合わせはあり、その結果、推薦されない場合もある。

9 その他

表彰式の日程等について、11月3日午前10時からまほろばホールで開催することを報告した。